

喫煙可能店として届出をされた皆さまへ

施設管理者には以下のような責務があります。

改正法、条例に違反すると罰則の対象となることもあります。今一度ご確認ください。

なお、令和7年4月1日から、喫煙可能店は、客席面積が30㎡以下であることが要件となります。（大阪府受動喫煙防止条例）

1. 喫煙可能店（喫煙室）の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

【違反時の罰則：50万円以下の過料】

施設の全部を喫煙可能（喫煙可能店）とした場合、たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙可能店から流出しないよう、**壁、天井等によって区画**しなければなりません。



区画がなく、たばこの煙が漏れ出るのは法令違反です。



施設の一部を喫煙可能（喫煙可能室）とした場合は①～③のすべてを満たさなければなりません。

①壁や天井でおおわれた部屋にする。 ②煙を屋外に排出する。

③喫煙室の出入口は、中に向けて気流が0.2m/秒以上。

2. 標識の掲示

【違反時の罰則：50万円以下の過料】

当該施設等の主たる出入口に「喫煙をすることができる場所である旨」

「20歳未満の人の立ち入りが禁止されている旨」を表示しなければなりません。



3. 20歳未満の人の立ち入りについて

喫煙できる場所には、客、従業員ともに20歳未満の人は立ち入らせてはいけません。

4. 従業員への受動喫煙防止対策

年齢に関係なく、従業員に対する受動喫煙防止対策も講じなければなりません。

令和4年4月1日からは、従業員を雇用する飲食店は、

客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めなければなりません。（大阪府条例）



5. 広告・宣伝

広告や宣伝を行う時は喫煙可能店（喫煙室）を設置している旨を明らかにして下さい。

6. 書類の保存

【違反時の罰則：20万円以下の過料】

・「施設内の客席部分の床面積に係る資料（店舗図面等）」

・会社経営の場合は「資本金の額または出資の総額に係る資料」を備え、保存して下さい。

【お問い合わせ】大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

TEL 06-6226-8471 06-6244-7600

FAX 06-6226-8476 06-6244-7077

大阪市の受動喫煙防止対策の詳細については、本市ホームページをご確認ください。



な く そ う 受 動 喫 煙

他人のたばこの煙にさらされることを「受動喫煙」といいます。たばこの煙は少量でも、からだに大きなダメージを与えます。たばこの先から立ち上る「副流煙」に、有害物質は多く含まれます。

改正健康増進法では、**屋外であっても、周囲に受動喫煙をさせることがないように配慮が義務付けられています。**受動喫煙の健康影響は明らかです。

たばこの煙には、
およそ**5,300**種類の化学物質、
約**70**種類の発がん性物質が、
含まれています。

受動喫煙が原因で
年間推計
15,000人
死亡

たばこの煙は無風状態でも
7m広がります。

出典：厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会報告書 喫煙と健康2016改編、公益社団法人東京都医師会 タバコQ&A【改訂第2版】等

加熱式たばこは「たばこ」です

禁煙エリアでは、加熱式たばこの喫煙もできません

たばこ同様にニコチンが含まれており、加熱式たばこだけの使用でも、ニコチン依存症になり、使用を中止することが困難になる可能性があります。

多くの有害化学物質が含まれているため、吸う人や周りの人の健康にも影響を与えられていると考えられています。



屋内完全禁煙の飲食店を紹介する登録Webサイト『ケムラン』をのぞいてみませんか？

ケムラン掲載店の、お店を禁煙化したヒント集はこちら ▶

 **Quemlin** 【ケムラン】 <https://quemlin.com/> *ケムランは、大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかパートナー」です。



喫煙可能室設置施設の変更・廃止届出書の受付方法のお知らせ

変更届：届出内容に変更が生じた場合はその事実を証することができる書類を添えて提出

廃止届：喫煙可能室の設置を取りやめた場合（例 禁煙にした。喫煙専用室を設置した。など）

【届出方法】

1 オンライン手続き（推奨：窓口来所の必要がなく、費用もかかりません）※令和4年2月から順次、運用開始
大阪市行政オンラインシステムにより、届出ができます。

※手続きの際には、利用者登録の上、
ログインしていただく必要があります。

変更届出 ▶



廃止届出 ▶



2 郵送

- 届出様式を入手
（大阪市ホームページでダウンロードできます）
- 提出書類に加えて、返信用封筒
（A5サイズの書類が入る120円切手を添付したもの）
を下記担当部署まで郵送してください。

3 来所

下担当窓口で受付しています。
受付時間：平日（月曜日から金曜日）
午前9時から午後5時30分まで
※ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
（12月29日から1月3日）までをのぞきます。

【受付場所】 大阪市健康局 健康づくり課分室

〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4-3 船場センタービル3号館3階

【お問い合わせ】 大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

TEL：06-6226-8471 06-6244-7600 FAX：06-6226-8476 06-6244-7077